

## 地域連携マニュアルと地域課題等の取りまとめ方法について

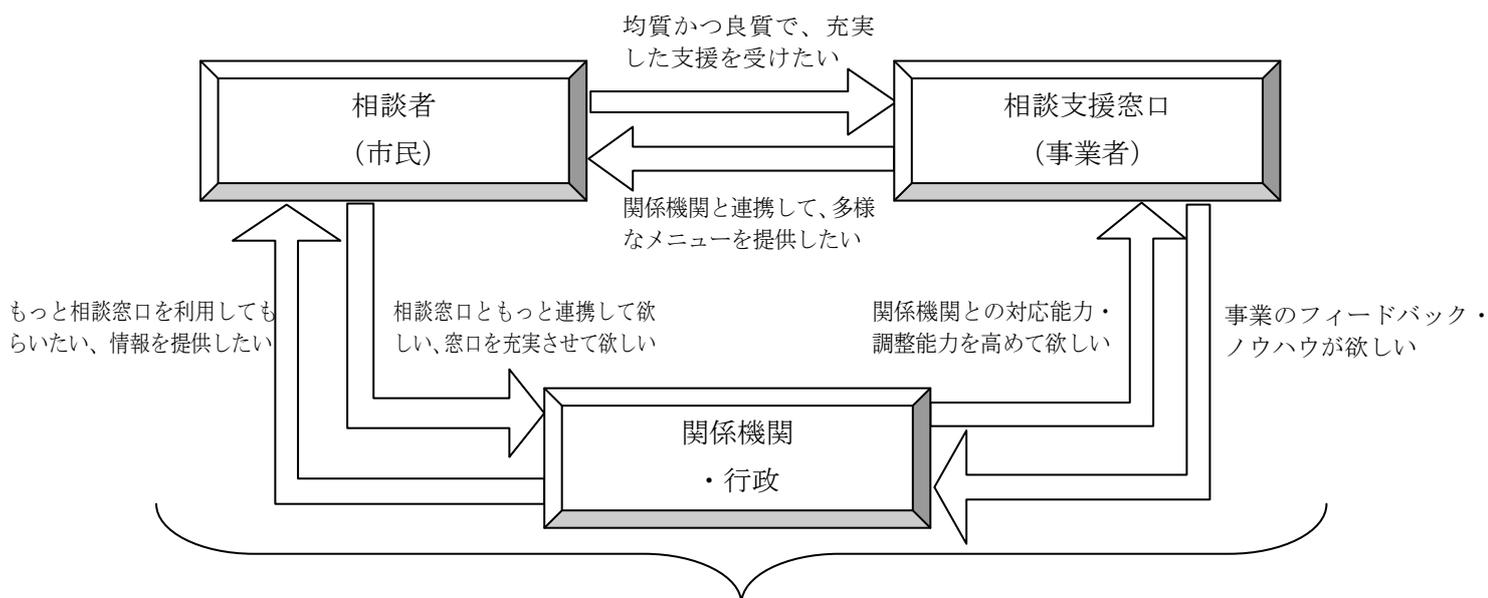
### 1 静岡市障害者相談支援地域連携マニュアル（第1版）について （マニュアルについては、資料2-1を参照）

#### （1）作成目的

地域連携マニュアルは、相談支援に係る関係機関における支援について、内容の統一化・均質化を図り、誰もが良質な支援を平等に受けられる体制を構築していくため、また、困難事例を一機関で抱え込まずに、各機関が相互に連携・協働し、一貫した支援体制を構築していくため、その手順書として作成したものです。その主な目的は以下のとおりです。

- ・ 事業実施基準の統一化・均質化
- ・ 関係機関との連携方法のルール化
- ・ どの相談窓口でも同じ内容の支援が受けられる、一貫した支援体制の確立
- ・ ケース会議・区連絡調整会議の運営マニュアルの整備
- ・ 事業評価の基準づくり

#### （障害者等相談支援事業を取り巻く環境と事業マニュアル化の目的）



相談者（市民）、相談支援窓口及び関係機関・行政を繋ぎ、一貫して支援体制を整備していくためには、統一的なマニュアルの整備が必要となっています。

## (2) 作成したマニュアル（第1版）の特徴

今回、作成した第1版では、主にケース会議及び区連絡調整会議の運営方法を中心に、以下の内容をまとめたものとなっております。

- ・ 「第1部 相談支援と地域連携」では、今までの相談支援のあり方を見直し、これからの支援の在り方を「地域連携の必要性」から説明しています。また、地域連携の要であります「ケース会議（個別支援会議）」について、その運営方法等を細かく示しております。
- ・ 「第2部 調整会議の概要」では、平成21年度に設置した区調整会議の説明と、区調整会議と市自立支援協議会の関係性について説明しております。また、設置規約等の会議運営に必要な書式のひな形を示しております。
- ・ 「第3部 支援チーム会議（事務局会議）」では、地域連携の核（実働部隊）として設置する支援チーム会議の役割説明と、会議の運営方法等を示しております。
- ・ 「第4部 調整会議（定例会議）」では、区における課題検討の場として、相談支援事業者と区内の関係機関とで設置する調整会議について、その役割説明と、会議の運営方法等を示しております。また、区を跨ぐ広域的な事例や全市的な課題を、市全体会議（※）や市自立支援協議会等へ提起する仕組みについて解説しております。

※ 静岡市障害者相談支援連絡調整全体会議（全体会議）は、区連絡調整会議と市自立支援協議会とを繋ぐ目的に設置されるもので、各区の事例・課題の取りまとめや、市自立支援協議会にて示された取組み方針の具体策を各区へ提示する役割を担っております。（運営は、障害者相談支援推進センター（障害者協会）が担っております。）

## (3) 平成22年度の取組みについて

- 今回、作成しました第1版をもとに、各区において調整会議等の運営を進めていただき、「ケース会議⇔支援チーム会議⇔区調整会議⇔市全体会議⇔市自立支援協議会」の流れを確立させます。
- 今後の事例調整では、原則として上の流れに従い、順に課題等を整理していくこととし、いきなり区調整会議や市自立支援協議会へ提起すること（いわゆる「ジャンピングの報告」）は行わないこととします。
- 各会議では、課題を整理していく方法を確立させ、具体的な支援仮説などを打ち出していく「提案型」の会議を目指します。
- 将来的な「(仮称) 地域連携サービス標準化マニュアル」の作成（改訂）に向けて、以下の要素を盛り込む検討を行ってまいります。
  - ・ 類型化された困難事例の一覧

- ・ 類型化された成功事例の一覧
  - ・ インテーク（聞き取り）・アセスメント（サービス調整等）の標準化手法
  - ・ 相談支援事業実施基準
- 今後のマニュアル作成（改訂）では、行政側・事業者側でそれぞれ持っている情報やノウハウを共有し、様々な場面で適切に対応がとれるような、またそれぞれにとって使いやすいものとなるようなものを目指してまいります。また、地域ごとの特徴を反映したページ（区ごとのページなど）の追加も検討してまいります。

## 2 地域課題の取りまとめ方法について

（地域課題の一覧等については、資料2-2を参照）

### （1）各区連絡調整会議等における地域課題について

- 各区の連絡調整会議等において調整・協議が行われた事例について、その内容を地域課題の視点から資料2-2にまとめました。
- まとめに際しては、地域連携マニュアルの部分でも触れましたとおり、今後の困難事例・成功事例の類型化を図ることを目的に、以下のとおり事例の分類を行いました。

<事例の種別での分類>（全52事例の分類、主な内容に絞って計上）

移動手段の確保	5件
受入れの場の確保	7件
家族の理解	3件
関係機関の調整・連携	6件
キーパーソン不在	2件
強度行動障害	1件
緊急時の対応	1件
軽度の知的障害のある人の支援	4件
権利擁護	3件
高次脳機能障害のある人への支援	1件
在宅生活支援	10件
事業者不足	1件
就労支援	1件
多問題家族	4件
放課後支援	1件
見守り体制の確保	2件

<事例の困難性での分類> (全52事例の分類)

A：調整・連携が必要な課題	17件
B：社会資源の改善が必要な課題	20件
C：新たな事業展開が必要な課題	12件
D：根本的な解決策の見出しが難しい課題	3件

- 今後、この課題をもとに、各区連絡調整会議及び地域生活支援部会において、具体的な方策等の検討を行ってまいります。
- 併せて、困難性でC又はDに分類されるものについては、特に「障害のある人の地域生活の課題」としてまとめていくこととします。

(2) 「障害のある人の地域生活の課題」について

- (1)での分類に従い、困難性でC又はDに区分された事例について、事例の種別とそこで問題となっている地域課題（地域生活の課題）を以下のとおりまとめました。

事例の種別	地域課題
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所手段は、家族による送迎に限られている（ことが多い）</li> <li>・制度の狭間に置かれている人（難病）への移動支援は難しい</li> <li>・重心の子への支援は、家族にその多くを委ねられており、地域で支える仕組みが少ない</li> </ul>
強度行動障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害に対応するサービスが少ない</li> <li>・強度行動障害のある子ども通学について、通学手段をどこの責任で確保するのが明確ではない</li> </ul>
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（虐待等の）緊急時に入所する場所がない</li> </ul>
軽度の知的障害のある人の支援（含権利擁護）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度の知的障害のある人の地域生活を支えるサービスが必要</li> <li>・軽度の知的障害のある人の権利を守る支援メニューが必要（また、比較的、犯罪に巻き込まれやすことから、加害・被害を防止する手立てが必要）</li> <li>・家族が本人の犯罪を恐れるがあまり、外に出したくないことへの対応が必要</li> </ul>
在宅生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用状況に偏りが出ることもあり、公平な利用調整が必要</li> <li>・医療的ケアが必要な場合は、その対応の多くが家族に委ねられてしまっており、家族不在時のサービス利用が困難となってしまう</li> </ul>

### 3 「静岡市障害者自立支援協議会における取組み」の静岡市障害者施策推進協議会への報告について

- 静岡市では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項及び静岡市障害者施策推進協議会条例（平成16年法律第90号）に基づき、障害者計画の策定に当たって意見聴取すること、並びに、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること及び必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することを目的に、静岡市障害者施策推進協議会（施策推進協議会）を設置しております。
- 施策推進協議会では現在、次期の障害者計画及び障害福祉計画の策定に当たり、静岡市の障害福祉施策に関する課題の集約・取りまとめ作業を行っております。
- 静岡市としましては、施策推進協議会における議論に応じる形で、これまでの自立支援協議会や各区連絡調整会議、地域生活支援部会における議論等を踏まえ、取組み内容を取りまとめた上、「静岡市障害者自立支援協議会における取組み」として、静岡市障害者施策推進協議会に報告することを計画しております。
- 自立支援協議会の取組み内容を、施策推進協議会にて把握していただき、今後の施策議論の参考としていただくことを予定しております。